

令和 5 年 6 月 13 日

令和 5 年網走市議会第 2 回定例会 議案

令和5年網走市議会第2回定例会 議案

| 番号 | 議案番号 | 件名 |
|----|-------|------------------------------|
| 1 | 議案第1号 | 令和5年度網走市一般会計補正予算 |
| 2 | 議案第2号 | 網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 議案第3号 | 網走市税条例の一部を改正する条例制定について |
| 4 | 議案第4号 | 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 5 | 議案第5号 | エコーセンター舞台照明設備改修工事請負契約の締結について |
| 6 | 議案第6号 | 財産の取得について |
| 7 | 議案第7号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 8 | 議案第8号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |

議案第 1 号

令和 5 年度網走市一般会計補正予算

令和 5 年度網走市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 846,334 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,602,482 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 13 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 12.地方交付税 | | 6,727,000 | 13,419 | 6,740,419 |
| | 1.地方交付税 | 6,727,000 | 13,419 | 6,740,419 |
| 16.国庫支出金 | | 2,546,309 | 276,410 | 2,822,719 |
| | 2.国庫補助金 | 419,412 | 276,410 | 695,822 |
| 17.道支出金 | | 1,410,212 | 174,490 | 1,584,702 |
| | 2.道補助金 | 472,018 | 174,490 | 646,508 |
| 20.繰入金 | | 2,056,065 | 228,841 | 2,284,906 |
| | 1.基金繰入金 | 2,010,352 | 228,841 | 2,239,193 |
| 22.諸収入 | | 1,041,038 | 9,274 | 1,050,312 |
| | 4.雑収入 | 266,162 | 9,274 | 275,436 |
| 23.市債 | | 3,293,600 | 143,900 | 3,437,500 |
| | 1.市債 | 3,293,600 | 143,900 | 3,437,500 |
| 歳入合計 | | 26,756,148 | 846,334 | 27,602,482 |

歳 出

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|------------|------------|---------|------------|
| 2. 総務費 | | 4,451,678 | 100,987 | 4,552,665 |
| | 1. 総務管理費 | 4,102,058 | 100,987 | 4,203,045 |
| 3. 民生費 | | 6,689,736 | 171,829 | 6,861,565 |
| | 1. 社会福祉費 | 3,427,621 | 164,371 | 3,591,992 |
| | 4. 生活保護費 | 1,068,312 | 7,458 | 1,075,770 |
| 6. 農林水産業費 | | 1,134,614 | 172,701 | 1,307,315 |
| | 1. 農業費 | 914,179 | 172,701 | 1,086,880 |
| 7. 商工費 | | 2,661,332 | 261,352 | 2,922,684 |
| | 1. 商工費 | 2,302,489 | 261,352 | 2,563,841 |
| 8. 土木費 | | 2,822,144 | 130,000 | 2,952,144 |
| | 1. 道路橋梁河川費 | 1,639,354 | 130,000 | 1,769,354 |
| 10. 教育費 | | 2,759,168 | 9,465 | 2,768,633 |
| | 1. 教育総務費 | 404,354 | 9,465 | 413,819 |
| 歳出合計 | | 26,756,148 | 846,334 | 27,602,482 |

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 (千円) |
|-----------------------|--------------------|------------|
| 庁舎情報システム及び 端末等譲渡契約 | 令和6年度から 令和9年度まで | 150,925 |

第3表 地方債補正

(変更)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | 補 正 後 | | |
|----------------|------------------|------------------|---|--|------------------|----------------------|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の方法 利率 償還の方法 |
| 総務管理事業債 | 千円 1,617,000 | 証書借入又は証券発行 | 10.0 以内 | 40年以内 (内据置25 年以内)の元 金均等又は元 金均等償還。 | 千円 1,617,000 | 補正前に同じ |
| 保健衛生事業債 | 93,000 | (借入先) | (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率) | ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。 | 93,000 | |
| 環境衛生事業債 | 49,000 | 財政融資資金 | | | 49,000 | |
| 労働事業債 | 1,100 | 地方公共団体 | | | 1,100 | |
| 農業債 | 38,100 | 金融機構 | | | 38,100 | |
| 観光事業債 | 4,600 | 北海道 | | | 4,600 | |
| 道路橋梁事業債 | 556,300 | 都市職員 共済組合 | | | 677,700 | |
| 港湾事業債 | 129,700 | 地方職員 共済組合 | | | 129,700 | |
| 河川整備事業債 | 100,000 | | | | 100,000 | |
| 公園整備事業債 | 46,900 | 北海道市町村 振興協会 | | | 69,400 | |
| 学校教育事業債 | 181,000 | | | | 181,000 | |
| 社会教育事業債 | 385,900 | 北海道市町村 備荒資金組合 | | | 385,900 | |
| 臨時財政対策債 | 91,000 | その他 銀行等引受資金 | | | 91,000 | |
| 計 | 3,293,600 | | | | 3,437,500 | |

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について

網走市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市附属機関条例の一部を改正する条例

網走市附属機関条例(平成 12 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表(第1条～第3条、第13条の表)網走市教育委員会の部網走市教育支援委員会の款定数の欄中、「20人以内」を「25人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

議案第3号

網走市税条例の一部を改正する条例制定について

網走市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月13日提出

網走市長 水谷 洋 一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例(平成15年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第47条の2の見出し中「所得に係る」を削り、同条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2第26項の次に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の網走市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の網走市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき網走市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 4 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成 15 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 6 の 12 中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

第 22 条第 1 項第 2 号中「285,000 円」を「290,000 円」に改め、同項第 3 号中「520,000 円」を「535,000 円」に改め、同条第 3 項中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 18 条の 6 の 12 及び第 22 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第5号

エコーセンター舞台照明設備改修工事請負契約の締結について

エコーセンター舞台照明設備改修工事に関し、次のとおり請負契約を締結する。

令和5年6月13日提出

網走市長 水谷 洋一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | エコーセンター舞台照明設備改修工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 159,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 札幌市中央区南1条西7丁目12 丸茂電機株式会社 札幌営業所 所長 小宮山 幹人 |

議案第6号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年6月13日提出

網走市長 水谷 洋 一

記

- 1 財産の名称 財務会計システム 一式
及び数量
- 2 取得方法 譲渡
- 3 取得金額 29,997,000円
- 4 取得の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長職務代理者 副組合長 三井 一敏

議案第7号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、中和東、山里、稲富辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和5年6月13日提出

網走市長 水谷 洋 一

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 中和東辺地
 (辺地の人口 200人、面積 25.44km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字中園、字昭和、字東網走
- (2) 地域の中心の位置
字中園316番地1
- (3) 辺地度点数
149点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。
- ・ 通学バス・ポート ～ 通学手段確保のための、スクールバスの更新を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

| 施設名 | 事業主体名 | 区分 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額 |
|--------------------------------------|-------|----|-----------|----------|----------|----------------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業) | 網走市 | | 117,014 | 63,412 | 53,602 | 53,600 |
| 住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業) | 網走市 | | 1,384 | 0 | 1,384 | 1,300 |
| 教職員住宅 (教員住宅改修事業) | 網走市 | | 8,500 | 0 | 8,500 | 8,500 |
| 学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業) | 網走市 | | 2,200 | 0 | 2,200 | 2,200 |
| 通学バス・ポート (スクールバス整備事業) | 網走市 | | (2,260) | (684) | (1,576) | (1,500) |
| | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | | (131,358) | (64,096) | (67,262) | (67,100) |
| | | | 129,098 | 63,412 | 65,686 | 65,600 |

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 山里辺地
 (辺地の人口 99人、面積 8.37km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字山里
- (2) 地域の中心の位置
字山里104番地3
- (3) 辺地度点数
106点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。
- ・ 通学バス・ボート ～ 通学手段確保のための、スクールバスの更新を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

| 施設名 | 事業主体名 | 区分 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額 |
|--------------------------------------|-------|----|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業) | 網走市 | | 38,499 | 20,863 | 17,636 | 17,600 |
| 住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業) | 網走市 | | 685 | 0 | 685 | 600 |
| 教職員住宅 (教員住宅改修事業) | 網走市 | | 6,600 | 0 | 6,600 | 6,600 |
| 学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業) | 網走市 | | 1,800 | 0 | 1,800 | 1,800 |
| 通学バス・ボート (スクールバス整備事業) | 網走市 | | (6,840) 0 | (2,166) 0 | (4,674) 0 | (4,600) 0 |
| 合計 | | | (54,424) 47,584 | (23,029) 20,863 | (31,395) 26,721 | (31,200) 26,600 |

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 稲富辺地
 (辺地の人口 119人、面積 14.00km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字稲富
- (2) 地域の中心の位置
字稲富164番地1
125点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。
- ・ 通学バス・ポート ～ 通学手段確保のための、スクールバスの更新を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

| 施設名 | 事業主体名 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 |
|----------------------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業) | 網走市 | 64,394 | 34,894 | 29,500 | 29,500 |
| 住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業) | 網走市 | 824 | 0 | 824 | 800 |
| 教職員住宅 (教員住宅改修事業) | 網走市 | 3,200 | 0 | 3,200 | 3,200 |
| 学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業) | 網走市 | 600 | 0 | 600 | 600 |
| 通学バス・ポート (スクールバス整備事業) | 網走市 | (3,100) 0 | (950) 0 | (2,150) 0 | (2,100) 0 |
| 合計 | | (72,118) 69,018 | (35,844) 34,894 | (36,274) 34,124 | (36,200) 34,100 |

議案第 8 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、能平、嘉越、浦士別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和5年6月13日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 能平辺地
 (辺地の人口 267人、面積 48.2 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字能取、字平和
- (2) 地域の中心の位置
網走市字能取244番地70
- (3) 辺地度数
141点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
 平和停車場線:舗装 延長100m
 西能取南線 :舗装 延長300m
 中能取線 :舗装 延長400m
- ・ 教 職 員 住 宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から 令和9年度までの 5年間

(単位：千円)

| 施設名 | 事業主体名 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 |
|-------------------------|-------|--------|------|--------|------------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 道 路 (平和停車場線 外2件) | 網走市 | 72,000 | 0 | 72,000 | 72,000 |
| 教 職 員 住 宅 (教員住宅改修事業) | 網走市 | 1,100 | 0 | 1,100 | 1,100 |
| 合計 | | 73,100 | 0 | 73,100 | 73,100 |

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 嘉越辺地
 (辺地の人口 340人、面積 34.6 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字嘉多山、字越歳
- (2) 地域の中心の位置
網走市字嘉多山39番地2
- (3) 辺地度点数
140点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画 令和5年度から 令和9年度までの 5年間

(単位：千円)

| 施設名 | 事業主体名 | 区分 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額 |
|---------------------|-------|----|-------|------|-------|----------------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 教職員住宅 (教員住宅改修事業) | 網走市 | | 3,200 | 0 | 3,200 | 3,200 |
| 合計 | | | 3,200 | 0 | 3,200 | 3,200 |

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 浦士別辺地
 (辺地の人口 168人、面積 11.7 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字浦士別
- (2) 地域の中心の位置
網走市字浦士別327番地7
- (3) 辺地度数
209点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画 令和5年度から 令和9年度までの 5年間

(単位：千円)

| 施設名 | 事業主体名 | 区分 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額 |
|---------------------|-------|----|-----|------|------|------------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 教職員住宅 (教員住宅改修事業) | 網走市 | | 700 | 0 | 700 | 700 |
| 合計 | | | 700 | 0 | 700 | 700 |